

一般財団法人宮崎県建築住宅センター
法令等遵守規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人宮崎県建築住宅センター（以下「センター」という。）におけるコンプライアンスに関する基本方針、行動基準及びコンプライアンス推進体制並びに不適正行為及び苦情等への対応方法を定め、コンプライアンス重視の姿勢を高めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「コンプライアンス」とは、法令及びセンター内の規則その他名称を問わず業務運営上定められたすべての規則類（以下「センター規則等」という。）を遵守することにとどまらず、社会的規範及び倫理に基づいて行動することをいう。

(基本方針)

第3条 センターは、次の基本方針に基づき、コンプライアンスに積極的に取り組む。

一 信頼の確保

センター業務を健全に運営し、社会からの信頼の確保に努める。

二 法令等の遵守の徹底

法令やセンター規則等を遵守し、社会規範にもとることのない誠実、かつ、公平・公正な事業活動を行う。

三 事業活動に関する情報の開示

センターの事業活動に関する情報を適切、かつ、公正に開示し、その透明性を高める。

四 情報の適切な管理

① 個人情報については、法律に基づいて取得、保有及び利用するとともに、個人情報をみだりに他に知らせたり、不当な目的に利用しない。また、業務上知り得た機密情報を他に漏洩しない。

② 個人情報保護に関する取扱、基本方針等は、別途定めるところによる。

五 問題への迅速かつ適格な対応

コンプライアンスに関する問題への対応に当たっては、速やかに事実関係を踏まえ、その解決のため、迅速かつ適格に行動する。

六 不当な要求への対応

反社会的勢力からの違法・不当な要求に対しては毅然とした態度で対応する。

(行動基準)

第4条 センターの役職員は、コンプライアンスを着実に実施するため、次に掲げる基準に基づいて行動しなければならない。

一 法令及びセンター規則等を遵守し、社会規範及び倫理に基づく、良識を持って誠実に

行動する。

二 役職員又は住宅瑕疵担保責任保険業務等の委託先役職員が行ったコンプライアンスに反する行為を見逃したり、隠したりせず適正に対処する。

三 業務上知り得た住宅取得者、設計者、施工者、取引先等に関する情報又はセンターが公表していない情報を漏らさない。

四 個人の人格を尊重し、差別のない業務環境の醸成に努める。

(役員等の役割)

第5条 役員及び部長職以上の職員は、誠実かつ率先垂範してコンプライアンスに取り組み、高い職業倫理観を涵養するとともに、すべての職員に対して内部管理の重要性を強調し、第1条に定める姿勢をセンター内に健全に醸成することに努める。

(不適正行為への対応)

第6条 役職員は、次に掲げる行為（以下「不適正行為」という。）を発見したときは、遅滞なくコンプライアンス統括者に報告しなければならない。

一 センターの業務に関する法令に違反する行為

二 犯罪行為を取り締まる法令に違反する行為のうちセンターの業務遂行に関連する行為

三 センター規則等のうち重要な規定に違反する行為

四 社会的規範又は倫理に著しく反する行為でセンター業務に重大な影響を与える行為

2 コンプライアンス統括者は、不適正行為の発生に関し、その調査の経過及び結果等について、不適正行為発生後、最初に開催される理事会に報告しなければならない。

ただし、発生した不正行為がセンターの業務運営に重大な影響を与えまたはセンター利用者等の利益を著しく阻害するおそれがあると認められる場合は、コンプライアンス統括者は、速やかに理事会に報告しなければならない。

3 不正行為を行った者及びこれらの管理監督者に対しては、適切な措置又は処分を実施しセンター内に開示するものとする。

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、公正で健全なセンター業務活動の確率に向け、センター内の不適正行為等に関する通報窓口を総務部に設ける。

(報告者、通報者の保護)

第8条 センターは、第6条による報告又は前条による通報を行ったことを理由として、報告者、通報者に対して不利益な取扱等、一切報復行為を行ってはならない。

(苦情事案への対応)

第9条 センター利用者等から寄せられた苦情（住宅取得者、設計者、施工者、取引先等を含む利害関係者等の不満足の表明のうち、センター業務及び委託業務等の遂行に当たって、適正を欠くと認められるものをいう。（以下「苦情」という。)) 事案に対しては、コンプライアンスの観点から十分な検証を行い、迅速に対応し、速やかな解決を図らなければならない。

ない。

(再発防止策)

第10条 不正行為及び苦情に係る再発防止策を次のとおり策定し、実施する。

- 一 不正行為の事案が発生した所管部長は、発生原因を分析し、その部における再発防止策を策定のうえ実施する。
- 二 苦情に係る再発防止策に関しては、所管部長が、必要に応じ、再発防止策を策定のうえ実施する。

附 則

この規則は、平成22年6月1日から適用する。